

欧州の公共土木工事の総合評価方式における企業の社会・環境関連の取組みの評価

社会基盤調査部 主任研究員 大松 ちひろ

1. 背景

諸外国では、公共調達を持続可能な社会づくりの政策として戦略的に位置付けようとする動きが進んでいる。欧州では、2010年10月に、欧州委員会(EU)より社会的責任公共調達(Socially Responsible Public Procurement)ガイドラインが発行される等、早期より、公共調達における社会や環境への配慮を強化する取組みがなされてきた。取組みの例として、地域コミュニティにおける雇用促進や技能の向上、気候変動対策等の企業による社会・環境関連の取組みを、総合評価方式における評価基準に取入れることが挙げられる。

本稿では、欧州において比較的総合評価方式の割合が高い英国及びフランスの公共工事を対象として、落札に係る企業の社会や環境関連の取組みの評価について整理した。

2. 英国

(1) 法制度

① 公共調達規則 2015

英国の公共調達の基本法、公共調達規則 2015(PCR2015)で示される落札基準は「最も経済的に有利な入札(MEAT)」で、価格以外の評価項目も含めて総合的に事業者を選定するものである。なお、英国は、EU 離脱後、新たな公共調達の仕組みづくりを進めており、2024年10月には、PCR2015に代わる新公共調達法 2023(Procurement Act)を施行予定である。Procurement Act では、落札基準を、「MEAT」から「経済的に」を抜いた「最も有利な入札(MAT)」に変更することが示されており、公共調達における価格以外の要素の評価の強化が打ち出されている。

② Social Value Act

英国では、2013年1月に施行されたSocial Value Actに基づき、公共調達における社会的価値(地域の経済・社会・環境の改善)を検討することが義務付けられている。2020年6月に発表された政府方針(PPN6/20 Taking Account of Social Value in the Award of Central Government Contracts)により、Social Value を評価するためのモデル(評価項目)が示され、2021年1月から中央政府調達ではSocial Value を10%以上の重み付けで評価することが義務付けられている。Social Value の評価項目の活用については、ガイドや参考表が発行されている。参考表に示されるSocial Value の評価は表1のとおり5テーマに分類される。

表1 英国の Social Value の評価項目のテーマ

テーマ	評価内容例
Covid-19からの回復	雇用・再訓練・職場復帰、地域コミュニティや組織の支援、職場環境の向上
経済格差への取組	起業力・成長・ビジネスの創出、雇用、教育及び訓練
気候変動への取組	環境面のミット、環境保全・改善
機会の平等	スタッフの障がい者割合の増加、新たな技能の開発支援、キャリアアップ支援
幸福(Well-being)	労働者の健康及び幸福の取組、関係者(サプライヤーや顧客等)への健康及び幸福の影響、地域コミュニティとの協力

(2) 総合評価方式の活用状況

英国政府の公示サイト(Find a Tender)に2021年に公示された中央政府や広域自治体による道路・河川分野(河川、ダム、水路を含む)の工事(221件)の落札基準を整理したところ、総合評価が約9割を占めた。

また、総合評価案件において価格評価が占める割合は、10%未満のものから90%以上のものまで広範囲で確認できた。なお、価格評価の割合の平均/中央値は、48%/60%であった。総合評価案件の価格評価割合の分布は図1のとおり。

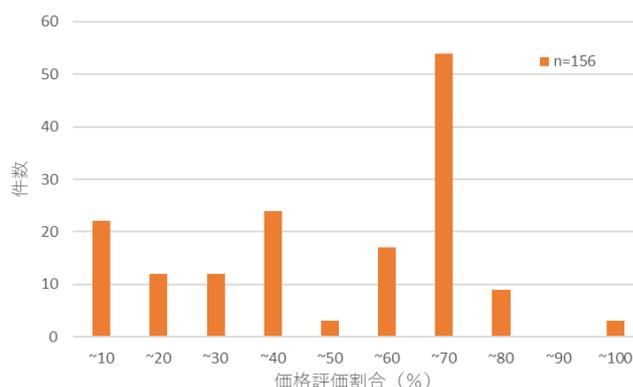


図1 総合評価案件の価格評価割合 (英国)

(3) 評価事例

① 国の機関(Highways England)の例

イングランドの主要道路(Major A road)を管理する政府公社(Highways England、現 National Highways)が発注した道路維持管理工事における評価例を示す。工事の概要は表2のとおり。

表 2 工事概要 (Highways England、英国)

件名	エリア 9 の維持管理契約 (Area 9 Asset Delivery Maintenance & Response Contract)
事業概要	イングランド中西部の幹線道路と自動車専用道路の維持管理工事 (日常維持管理、修繕、事故対応、冬季サービス)
契約期間	8 年間、2022/7/1~2030/6/30
規模	32,830 万ポンド
契約者	Colas Limited Birmingham (大手ゼネコン)
入札方式	公開手続
落札基準	総合評価 価格:30%、品質(社会的価値を含む):70%

品質評価項目には社会的価値が含まれる。社会的価値の評価割合は、全体の評価の約 1 割を占める。

表 3 品質に関する評価項目及び評価割合

品質評価項目	評価割合	
組織及びリソース	品質評価は 70%	うち 10%
健康及び安全		うち 20%
維持管理		うち 15%
悪天候への対応		うち 10%
経済性		うち 10%
顧客へのサービス		うち 10%
イノベーション		うち 10%
社会的価値		うち 15%

品質評価項目は、発注者が設定した質問に対する回答(記述式)を 6 段階で評価する。社会的価値の質問内容は表 4 のとおりで、これらに対する回答に加えて、炭素削減計画の提出が求められる。

表 4 社会的価値の質問内容

質問項目	社会的価値や地域社会に正の影響をもたらすための取組、サプライチェーンとの協力方法
必須内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域の雇用や職業訓練等の促進、雇用の将来的な活躍機会の確保 地域コミュニティ・住民への Covid19 の健康・ウェルビーイング・経済面の影響からの回復 キャリアレベルに関わらず従業員が多様に活躍できる職場環境の整備 多様なサプライチェーンを構築するための地元企業/地域コミュニティの支援・協力 環境負荷削減、2050 年ネット・ゼロへの貢献

② 自治体(North Somerset Council)のフレームワーク合意方式の例

イングランドの南西部に位置する North Somerset Council が発注したフレームワーク合意方式を活用した道路維持管理工事における評価例を示す。工事の概要は表 5 のとおり。社会的価値の評価割合が、全体の 1 割を占める。

表 5 工事概要 (North Somerset Council、英国)

件名	幹線道路舗装工事のフレームワーク(Highways Surface Dressing Framework)
事業概要	Council が管轄する幹線道路(Highways)の維持管理工事(舗装、路面標示の修復、工事に係る交通管理)
契約期間	4 年間、2024/4/1~2028/3/31

規模	1,000 万ポンド以上
契約方式	フレームワーク合意方式
入札方式	交渉手続 [※]
落札基準	総合評価 価格:60%、品質:30%、社会的価値:10%

[※]全ての事業者を対象とした一段階入札後、入札者から発注者が選んだ事業者と発注者が契約条件を交渉する方式。交渉後、落札者を決定する最終入札を実施する。交渉の対象は、最低要件及び落札基準を除く契約に係る全ての事項。

North Somerset Council は、独自の Social Value Policy を公表している。Social Value Policy の評価テーマは、①地域の技能や雇用の促進②地域経済の成長③健全で安心なコミュニティの創出④脱炭素と環境保全である。

本事例の社会的価値の評価は、Social Value Policy に沿った Social Value Plan (目標数値)の定量評価が 50%、Social Value Plan の取組 Social Value Commission (Social Value Plan の数的根拠、設定ターゲット、管理・アプローチ方法、人員配置、投入されるリソース、実現可能性、スケジュール、トラブル対応、地域のステークホルダーとの協働プロセス)の定性評価が残りの 50% を占める。定性評価については、2,000 字以内の記述方式により 5 段階で評価する。

英国の自治体では、社会的価値を測定・評価・管理するためのポータル(Social Value Portal)の活用が進んでおり、North Somerset Council でも、25 万ポンド以上の公共調達において、入札者や落札者に対して Social Value Portal への入力が義務付けられている。本事例では、入札者の Social Value Plan 及び Social Value Commission、落札者の四半期ごとに実績数値の Social Value Portal への入力が要件として設定されている。

3. フランス

(1) 法制度

フランスの公共調達の基本法、公共調達法 2019(CCP2019)で示される落札基準は「最も経済的に有利な入札」である。CCP2019 には、価格以外の社会・環境関連の評価項目が表 6 のとおり例示されている。

表 6 CCP2019 の社会・環境関連の評価項目例

規則 2152 条 7 項 生産者への公正な報酬の保証、環境保全、不利な立場にある人々の労働市場への参画、生物多様性等
--

(2) 総合評価方式の活用状況

EU の公示サイト(TED:Tenders electronic daily)のデータをまとめたサイト(The official portal for European data)より、2021 年に公示された案件の中央政府や自治体の道路河川分野の工事(1,084 件)の落札基準を整理したところ、総合評価が 9 割以上を占めた。

また、総合評価案件の価格評価の割合は、10%未満のものから 90%以上のものまで広範囲で確認できた。なお、価格評価の割合の平均/中央値は、道路分野で 61%/60%、河川分野で 51%/43%であった。

総合評価案件の価格評価割合の分布は、道路分野の図2、河川分野は図3のとおり。

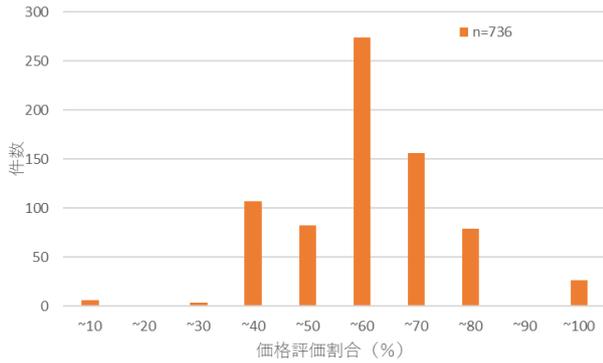


図2 総合評価案件の価格評価割合 (フランス・道路)

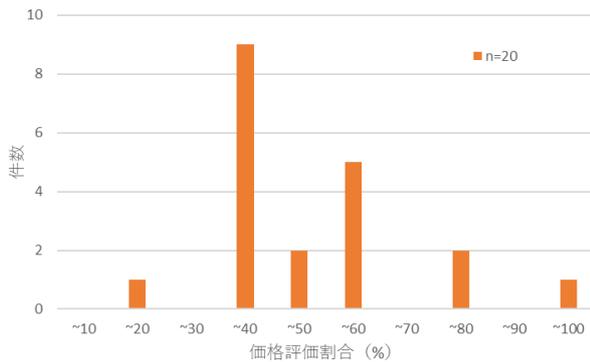


図3 総合評価案件の価格評価割合 (フランス・水)

(3) 評価事例

① 国の機関(エコロジー・持続可能開発・エネルギー省(現:環境連帯移行省)道路局の Normandie 支部)の例

国道を所管するエコロジー・持続可能開発・エネルギー省(現:環境連帯移行省)道路局の Normandie 支部が発注した道路改修工事における評価例を示す。工事の概要は以下表7のとおり。環境の評価割合が、全体の2割を占める。

表7 工事概要 (道路局、フランス)

件名	RN13 南西 Evreux バイパス PS8 橋梁による 55 号線の整備(RN13 - Déviation Sud-Ouest d'Evreux - Rétablissement de la RD55 par le PS8)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> Evreux(パリ北西部 100km に位置するウール県の県庁所在地)のバイパスを横断する道路の改修工事 橋梁建設工事(RC 橋、延長 39.5m、幅 12.8m)を含む立体交差化 施工箇所周辺は湿地帯等自然環境が残る地域
契約期間	13 か月(入札公示:2024/2)
規模	219 万ユーロ
入札方式	公開手続

本稿は、国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会マネジメント研究室が発注し当協会が受注した「諸外国における公共調達の実施状況に関する調査業務」の結果及び自主調査をもとに、個人的な見解を補足して取りまとめたものである。

落札基準	総合評価 価格 50%、技術的価値 30%、環境 20%
------	---------------------------------

環境に関しては、入札者が作成する環境保全計画組織スキーム(SOPRE)及び廃棄物監視・処理組織スキーム(SOSED)を表8に示す項目及び割合で評価する。

表8 環境に関する評価対象・項目・割合

評価対象	評価項目	評価割合
環境保全計画組織スキーム(SOPRE)	現場の環境課題等に関する説明	環境評価は 20%
	環境要件の遵守のための組織体制	
廃棄物監視・処理組織スキーム(SOSED)	提出予定報告書のリストとフォローアップ方法	うち 25%
		うち 50%
		うち 25%

また、社会的・職業的困難者の雇用や上記のSOPREやSOSEDの遵守等の社会・環境配慮を契約要件として設定している。各契約要件は表9のとおり。

表9 社会・環境関連の契約要件

社会	社会的・職業的困難者の雇用に関する活動の実施(人数・日数等は契約書に記載)
環境	発注者が任命した外部環境検査官の指示を遵守
	環境 落札者が作成した環境保護計画組織スキーム(SOPRE)及び廃棄物監視・処理組織スキーム(SOSED)を遵守

4. おわりに

英国では、Social Value を一定割合(1割程度)の重み付けで評価することで企業の社会・環境に関する取組を評価している案件を確認することができた。また、自治体レベルでは、Social Value を定量評価し、契約後も実施状況をモニタリングするプラットフォームを活用する案件を確認することができた。

フランスでは、環境に関する評価の重み付けが大きい例が散見された。入札者が作成する環境・廃棄物に関連する計画を落札評価基準に含め、かつこれを契約要件に設定することで、企業の環境の取組みに実効性を持たせる仕組みが確認できた。

日本においては、働き方改革や地域企業の育成、若手・女性技術者の育成等を目的とした多様な評価方法が試行され、各評価方式の効果が検証されている。

日本の総合評価落札方式の改善の検討を進めていく上で、今後も諸外国における総合評価の実施状況把握は必要であると考えられる。

特に、英国の公共調達の仕組みは、EU 離脱後、その変更の過渡期であることから、継続的な調査の実施が求められる。